

国保加入者・老人医療受給者・県単医療受給者のみなさまへ

○戸籍事務コンピュータ化に伴う保険証・受給者証等の更新について

佐渡市では、2月4日から戸籍事務

をコンピュータ化しました。このこと

により、従来の戸籍に記載された氏名

の文字で辞典等に載っていない文字は

使用できなくなり、常用漢字、人名用

漢字、その他の漢和辞典に載っている

文字に置き換えられることになりました。

これに伴い、国民健康保険被保険

者証・高齢受給者証・老人保健医療

受給者証・各県単医療受給者証（児童扶養手当証書）・介護保険被保険

者証等の氏名の文字も新しい文字に

置き換えられることになりますが、

受給者番号等には変更がなく、現在

お持ちのものが引き続き使用できま

すので、医療機関等にかかる時は今

までとおり現在お持ちの保険証・受

給者証等を医療機関等の窓口に提示

してください。

なお、このコンピュータ化により新

しい文字に置き換えられた方には、次

の保険証・受給者証等の更新時（証

の種類により更新時期が異なります）

に置き換えられた文字で表記したもの

を発行します。

老人保健医療受給者証は国保保険証

を更新するときに一緒に発行します。
問い合わせ先

【国保・老人医療・県老】

市民課 国民健康保険係

☎ 63-5112

【介護】

社会福祉課 介護保険係

☎ 63-5113

【県親・児童扶養手当】

社会福祉課 児童福祉係

☎ 63-5113

【障害】

社会福祉課 障害福祉係

☎ 63-5113

【県乳・県幼・単幼】

環境保健課 健康増進係

☎ 63-3113



軽自動車・自動車の変更手続等はお済みですか？

軽自動車税・自動車税は、その年の

4月1日現在の名義人に課税されます。

車両の登録・廃車・名義変更等につ

いては、所定の手続により、該当する

機関に必ず届け出してください。

○3月31日までに、車の廃棄または所

有者変更の手続が完了していないと、

4月1日現在の所有者として課税さ

れます。

○住所が変わったのに「変更登録」を

されないと、納税通知書が届かない

場合があります。

○身体障害者等の減免において、4月

1日現在、必要な条件が満たされて

いないと減免を受け

られませんので、

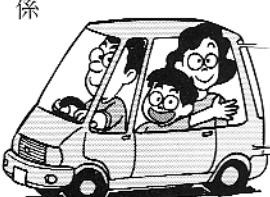
ご注意ください。

問い合わせ先

【軽自動車税】

市民課 市民税係

☎ 63-5112



温泉「ワイルドブルーあいかわ」の食堂営業者を募集中！

市では、温泉の相川健康増進センター「ワイルドブルーあいかわ」にある食堂の営業希望者を募集しています。

★面積 157m²（うちレストラン73m²、厨房ほか84m²）

★営業時間 午前10時～午後9時

温泉の休館日以外は原則として営業

★使用期間 平成18年4月1日から平成20年3月31日まで。

※2年更新で、契約は市が指定した管

理者と行うことになります。
★使用料 月額6万4500円（光熱費は使用料に応じて徴収）

★申込期限 3月10日（金）

★申し込み方法 市役所相川支所福祉保健課または社会福祉協議会相川支所の備え付け申込み用紙に、必要事項を記入して提出してください。

問い合わせ先

相川支所 福祉保健課 和田

☎ 74-0339

または
佐渡市社会福祉協議会相川支所 斎藤

☎ 74-0055